

(案)

法務省保恩第59号

平成5年6月9日

最高検察庁総務部長 殿

高等検察庁総務部長 殿

地方検察庁次席検事 殿

矯正管区第二部長 殿

刑務所長 殿

少年刑務所長 殿

拘置所長 殿

地方更生保護委員会事務局長 殿

保護観察所長 殿

法務省保護局恩赦課長 栃木 庄太郎

皇太子徳仁親王の結婚の儀に当たり行う特別恩赦基準
に関する解説の送付について

標記基準の解説を別添のとおり送付します。

皇太子徳仁親王の結婚の儀に当たり行う特別恩赦基準解説 (案)

内閣は、平成5年6月9日皇太子徳仁親王の結婚の儀が行われるに当たり、同月8日の閣議において、一定の基準により、特赦、特別減刑、刑の執行の免除及び特別復権を行う特別基準恩赦の内容を定め、同日、「皇太子徳仁親王の結婚の儀に当たり行う特別恩赦基準」（以下「本基準」という。）を公表し、本基準は同月9日から実施されることとなった。

特別基準恩赦は、一律に行う政令恩赦と異なり、内閣が閣議決定により特別の基準を設け、これに該当する者につき一定の時期に集中的に行う個別恩赦であり、その手続は、常時恩赦と同じである。

今次恩赦の最大の特徴は、昭和天皇御大喪恩赦及び今上天皇御即位恩赦と異なり、政令恩赦が実施されず、特別基準恩赦のみが実施されることである。これに伴い、本基準の内容（その要旨と具体例については、別添1「御結婚特別恩赦基準とその具体的出願事例」参照）は、昭和天皇御大喪及び今上天皇御即位の際の特別恩赦基準の内容とは若干異なっているため、次に留意を必要とする事項について述べる。

- 1 罰金に処せられた者を対象とする復権令を実施せず、特別基準恩赦のみを行うことから、罰金に処せられた者について、次のとおり新たに基準が設けられた。
 - (1) 長期にわたり罰金の執行ができない者に対する刑の執行の免除基準（第六項第1号）
 - (2) 70歳以上の者に対する特別復権基準（第七項第1号の(一)）
 - (3) 罰金に処せられたことが現に社会生活を営むに当たり障害となっている者に対する特別復権基準（第七項第1号の(四)）
- 2 本基準による恩赦は、本人からの出願を待って行うことを原則とするが、職権による上申も妨げないこととされている（第三項第4号）。

なお、今回も、昭和天皇御大喪恩赦及び今上天皇御即位恩赦の際と同様、「特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願に関する臨時特例に関する省令」（平成5年6月9日法務省令第25号。以下「特例省令」という。）が発せられているので、恩赦法施行規則（以下「規則」という。）6条1項所定の期間が経過していなくても、本基準第八項に

より常時恩赦として処理されるものを除き、同条ただし書による出願期間の短縮願を提出する必要はない。

3 本基準による恩赦の実施の日は、今上天皇御即位恩赦と同様、基準日であって、結婚の儀が挙行される平成5年6月9日である。

4 昭和天皇御大喪恩赦及び今上天皇御即位恩赦の例に倣い、特定の基準（特赦基準第四項第2号、特別減刑基準第五項第2号及び特別復権基準第七項第2号）に限定して、基準日を3か月延長する措置が講じられている。

5 昭和天皇御大喪恩赦及び今上天皇御即位恩赦の例に倣い、共通する主体につき、特赦、特別減刑又は特別復権の各基準についてそれぞれ異なった要件を定め、各恩赦の種類ごとに相当性の有無を判断することとされている（① 70歳以上の者について第四項第1号の(ニ)、第五項第1号の(三)、第六項第2号及び第七項第1号の(一) ② 有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行猶予の期間中である者について第四項第1号の(四)及び第五項第1号の(四) ③ 有期の懲役又は禁錮に処せられた者（刑法の罪（過失犯を除く。）、同法以外の法律において法定刑の短期が1年以上の懲役若しくは禁錮を定める罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。）について第四項第1号の(五)及び第五項第1号の(五)）。

6 昭和天皇御大喪恩赦及び今上天皇御即位恩赦の例に倣い、例えば、年齢がわずかに満たない者や期間の経過がわずかに不足している者など、わずかな相違から要件に該当しない者については、本基準第八項において常時恩赦の対象とすることとされている。ただし、これによる場合には、特例省令が適用されず、出願について規則6条の制限があるため、事案によっては出願期間の短縮願を提出する必要がある。

以下、各基準の内容について解説することとする。本基準の運用は、平成5年6月9日付け法務省保恩第57号刑事局長、矯正局長、保護局長依命通達（以下「三局長通達」という。）及び同日付け法務省保恩第58号恩赦課長通知（以下「恩赦課長通知」という。）により行われることとなるが、併せて本解説を参考にされたい。

なお、恩赦事務処理に必要な基礎的な知識として、恩赦上申事務規程（以下「規程」という。「恩赦事務の手引」p136～p154）、昭和58年12月23日付け法務省保恩第246号刑事局長、矯正局長、保護局長依命通達「恩赦上申事務規程の運用について」

（以下「恩赦運用通達」という。同手引 p 1 5 5 ～ p 1 5 6）及び同規程解説（同手引 p 1 5 7 ～ p 1 9 7）の内容をも了知しておかれない。

おって、恩赦事務処理の概略については、別添 2「特別基準恩赦に関する事務の流れ」を参照されたい。

（趣旨）

- 一 皇太子徳仁親王の結婚の儀が行われるに当たり、内閣は、この基準により特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を行うこととする。

本項は、本基準による恩赦を行う趣旨を明らかにしたものである（注 1，注 2）。

（注 1） 減刑及び復権は、政令恩赦及び個別恩赦双方の対象となるが（恩赦法 6 条，9 条），従来，個別恩赦（常時恩赦及び特別基準恩赦）の対象とするときは，おおむね「特別」の語を付し，「特別減刑」，「特別復権」としていた（特別減刑については大正元年恩赦令施行以来，特別復権については昭和 2 年恩赦令の改正により政令による復権が認められて以来）。なお，特赦及び刑の執行の免除は個別恩赦のみの対象となるにすぎないので，「特別」の語が付されることはほとんどない。

しかし，特別減刑，特別復権という語は，恩赦法令上規定されていない上，歴史的に慣用されてきた意識が薄れ，「特別」という語を付することにより，特殊な意味（例えば，特に寛大）があると誤解されるおそれも生じたので，今次特別基準恩赦においては，基準の本文中において使用せず，項の標題（第五項及び第七項）にのみ用いられることとなった。これに伴い，今上天皇御即位恩赦の第一項にあった「特別に」との語も用いられていない。

なお，将来，政令恩赦，常時の個別恩赦，特別基準恩赦ごとに異なった通称名（例えば，政令復権，個別復権，基準復権）を用いる必要の生ずることが予想されるが，この点は今後の課題とされた。

（注 2） この解説においては，第五項又は第七項全体を指すときには「特別減刑」又は「特別復権」の語を用い，出願者の意向にかかわる場合には単に「減刑」又は「復権」の語を使用することとした。

(対象)

- 二 この基準による特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権は、平成5年6月9日（以下「基準日」という。）の前日までに有罪の裁判が確定している者に対して行う。ただし、第四項第2号、第五項第2号及び第七項第2号に掲げる者については、それぞれ、その定めるところによる。

本項は、本基準による恩赦の対象となる者について定めている。

対象となる者は、原則として平成5年6月8日までに有罪の裁判が確定しているものであるが、第四項第2号、第五項第2号及び第七項第2号により、一定の場合においては、基準日の延長措置が講じられていることに留意する必要がある（三局長通達第1）。もとより、平成5年6月9日以後に略式命令の送達、即決裁判の宣告又は有罪、無罪若しくは免訴の判決の宣告（以下「裁判の宣告等」という。）を受けたときはその対象とならないが、そのような事件の中には、事案の内容、犯情等から考えて、本基準に該当する者との均衡上個別恩赦に浴させるのが相当な者もあると思料される。これらの者から出願があった場合には、規則6条1項所定の期間を経過していないことを理由に受理しないという扱いはせず、常時恩赦として出願する意思があるかどうかを確認し、その意思があるときは、同項ただし書により恩赦出願期間短縮願書を提出させた上、期間短縮の許可を待って恩赦の出願をさせ、上申手続を執るのが相当である。なお、恩赦出願期間短縮願と恩赦出願を同時に受理することはできない。

(出願又は上申)

- 三1 この基準による特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権は、本人の出願を待って行うものとし、本人は、基準日から平成5年9月8日までに刑務所（少年刑務所及び拘置所を含む。以下同じ。）若しくは保護観察所の長又は検察官に対して出願をするものとする。
- 2 刑務所若しくは保護観察所の長又は検察官は、前号の出願があった場合には、平成5年12月8日までに中央更生保護審査会に対して上申をするものとする。

3 第四項第2号の規定による特赦，第五項第2号の規定による減刑又は第七項第2号の規定による復権の場合は，前二号の定めにかかわらず，それぞれ，第1号の出願は平成5年12月8日までに，前号の上申は平成6年3月8日までにすることができる。

4 第1号及び第2号の規定は，この基準による特赦，減刑，刑の執行の免除又は復権について，刑務所若しくは保護観察所の長又は検察官が必要があると認める場合に職権により上申をすることを妨げるものではない。この場合においては，上申をする期限は，前二号に定めるところによる。

1 本項は，本基準による恩赦実施の手続について定めている。

前記のとおり，本人からの出願があったときに本基準による恩赦を行うこととし（第1号），職権による上申も妨げないこととされている（第4号）。

出願期限は，平成5年9月8日までを原則とするが（第1号），基準日の延長措置が講じられたもの（第四項第2号，第五項第2号，第七項第2号）については，同年12月8日までである（第3号）。

2(1) 特赦，減刑又は刑の執行の免除の上申権者については，規則1条の2第1項に

ア 在監者については，その監獄の長

イ 保護観察に付されている者については，その保護観察をつかさどる保護観察所の長

ウ その他の者については，有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官とする旨規定されているところであるが，その事務処理に当たっては，次の諸点に留意する必要がある。

(2) 受刑中の者のうち現在服役している刑のほかに執行猶予中又は仮出獄中の刑を有し，いまだその取消決定がなされていない者については，関係機関（検察官又は保護観察所の長）から意見を聴取し，これを書面上明らかにして刑務所の長が一括して上申する（三局長通達第3の1の(2)）。したがって，この種の事案については，刑務所の長は，他の刑に係る犯罪事実等について関係機関から十分な情報を得ることが肝要である。

(3) 刑務支所又は拘置支所に収容されている者についての上申は，それぞれ本所の長が

行うこととされている（恩赦運用通達１の(1)なお書，三局長通達第３の１の(3)）。

- (4) 労役場に留置されている者についての上申権者は刑務所の長であるが，未決勾留中の者は在監者（規則１条の２第１項１号）に含まれないので留意する必要がある（三局長通達第３の１の(4)）。したがって，未決勾留中の者につき他に有罪の裁判が確定している場合の出願は，刑務所の長において受理することなく，上申権者に対して直接出願させることになる。

- (5) 検察官が行う上申は，恩赦上申事務の重要性にかんがみ，最高検察庁の検察官がすべきものについては検事総長，高等検察庁の検察官がすべきものについては検事長，地方検察庁又は区検察庁の検察官がすべきものについては検事正が行うものとされている（恩赦運用通達１の(1)）。

ただし，有罪の裁判が地方裁判所支部又は簡易裁判所でなされた案件に係る恩赦の出願の受理はもちろん，一般的な恩赦に関する照会又は相談の応接は，地方検察庁支部又は区検察庁においても行うので，本基準による恩赦の内容を了知した上，誠意をもって対応するよう十分な配慮が必要である。

また，区検察庁は，恩赦願書を受理したときは，情状に関する参考資料（規程１２条２項，恩赦課長通知第５）を提出させた上，上記願書等を事件記録とともに地方検察庁本庁又は支部に送付する。以後の上申事務は，地方検察庁本庁又は支部が行い，必要があれば区検察庁に調査等を行わせる（三局長通達第３の３の(1)）。

したがって，公職選挙法違反事件，業務上過失致死傷事件等であって関連者が多い事案に係る出願については，区検察庁において受理されたものをも含め，地方検察庁本庁又は支部において統一的に調査及び上申事務を行うこととなるが，関係庁の緊密な態勢により迅速適正な処理に留意する（三局長通達第３の３の(2)）。

なお，公職選挙法違反の買収事案等で関係者が多数に上るものについて上申するときは，参考資料として判決結果を記載した関連図を調査書に添付することとされている（恩赦課長通知第３の４，別紙１(1),(2)。別添３関連図及び関連違反者一覧表の各参考例参照）。

- (6) 甲地方裁判所において懲役刑（第１刑）の言渡しを受けその執行を猶予された者に対し，その後再犯により乙地方裁判所において懲役刑（第２刑）の言渡しがあり，第１刑の執行猶予の言渡しが取り消されたが，服役中本人が発病したため，第１刑及び

第2刑共にその執行が停止されて釈放され、その後本人は相当期間療養に努めたものの健康が回復しないため、刑の執行の免除を上申する場合の上申権者は、第1刑については甲地方検察庁の検察官、第2刑については乙地方検察庁の検察官である（三局長通達第3の1の(5)）。

(7) 保護観察付執行猶予中の者で、他に単純執行猶予にも付されているものについての特赦又は特別減刑の上申は、保護観察所の長が単純執行猶予言渡し裁判所に対応する検察庁の検察官（区検察庁にあっては地方検察庁の検察官）の意見を聴取し、これを書面上明らかにして一括して行う（三局長通達第3の1の(6)）。

3(1) 復権の上申権者については、規則3条1項に

ア 保護観察に付されたことのある者については、最後にその保護観察をつかさどった保護観察所の長

イ その他の者については、最後に有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官

とする旨規定されているところであるが、その事務処理に当たっては、次の点に留意する必要がある。

(2) 仮出獄により保護観察に付されたが、他に罰金に処せられている者についての特別復権の上申は、保護観察所の長が当該罰金の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官（区検察庁にあっては地方検察庁の検察官）の意見を聴取し、これを書面上明らかにして一括して行う（三局長通達第3の2の(2)）。

(3) 2個以上の裁判により複数の罰金刑に処せられ、罰金の裁判をした裁判所が複数存する場合の特別復権の上申は、恩赦願書を受理した検察庁の検察官（区検察庁にあっては地方検察庁の検察官）が関係する検察庁の検察官（区検察庁にあっては地方検察庁の検察官）の意見を聴取し、これを書面上明らかにして行う（三局長通達第3の2の(3)）。

(4) 検察官が特別復権の上申権者である事件についても、前記2の(5)に述べたとおり、地方検察庁本庁若しくは支部又は区検察庁においてそれぞれ関係事務を遂行するので留意する。

4 恩赦の願書の受理に当たっては、次の諸点に留意する必要がある。

(1) 恩赦の願書は、できる限り規程に定める所定の様式によることが望ましいが（規程

12条1項)、この様式によらないものでも、規則9条1項の要件を具備しているものは、適法な願書として受理しなければならない。

(2) 恩赦願書の受理に当たっては、当該事案について上申権があるか否か、また、特例省令の規定に該当しない者については、規則6条(特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願の期間制限)又は8条(再出願の期間制限)に規定する所定の期間を経過しているか否か、さらに、刑法27条(刑の執行猶予の効力)又は同法34条の2(刑の消滅)の各規定により、刑の言渡し又は刑の免除の言渡しの効力が失われた者か否かを確認することが肝要である。そして、明らかに恩赦の出願ができないものについては、理由を付して本人に返戻すべきであるが、要件の解釈等については最終的には中央更生保護審査会(以下「審査会」という。)の判断を待つべきものであることに留意する必要がある、これらの要件不備のみをもって受理を拒否することは厳に避けるべきである。また、願書の受理に当たり、記載内容につき補正を要するものは、補正を求めるのが相当である(別添4 恩赦願書記載例参照)。

(3) 願書を受理したときは、当該願書に受理印を押すなどして、必ず受理年月日を明確にしておかなければならない(恩赦運用通達1の(10))。これは、規則8条に規定する再出願のための期間の起算日(願書を上申権者が受理した日)を確定するためである。

(4) 恩赦の出願は、本人自身によることが望ましいが、代理人によることも可能である。この場合には、代理権限を証する書面を徴し、これを恩赦上申書正本に添付するとともに、副本には同書面の写しを添付する必要がある。

(5) 恩赦の上申は、刑務所の長、保護観察所の長及び検察庁の長(区検察庁にあっては検事正。前記2の(5)参照)が行うこととされている。刑務支所又は拘置支所に収容されている者、保護観察所支部が現に保護観察を担当し若しくはかつて担当した者、又は検察庁支部若しくは区検察庁に対応する裁判所支部若しくは簡易裁判所において有罪の裁判があった者に係る恩赦願書の受理を支所又は支部若しくは区検察庁において行った場合においても、願書のあて先は支所又は支部の長等ではなく、刑務所の長、保護観察所の長又は検察庁の長(区検察庁にあっては検事正)とすべきである。

5 本基準による恩赦は、本人からの出願を待って行うことを原則としている。しかし、例えば、出願者と共犯関係にある者で、犯情、行状等が良好で恩赦相当と思われるもの、

刑の執行の免除の基準の対象となる者などについては、出願者との均衡等から、第三項第4号の定めにより職権による上申を積極的に考慮する必要がある（三局長通達第2の2）。

なお、審査会による恩赦上申の受理から恩赦の決定までの所要期間は通常おおむね3か月程度と見込まれるが、今次特別基準恩赦においては、罰金に処せられた者の出願により審査件数の増加が見込まれる上、諸般の事情から、特に迅速な処理が要請されると考えられるので、恩赦の上申に当たり、選挙期日の切迫等緊急を要する場合には弾力的運用を図り、いやしくも事務の遅滞により恩赦決定が本人の必要とする期日を徒過することのないよう上申手続を執る必要がある。このような案件については、緊急を要する理由を付せん等で明示すべきである。

6 その他、事務処理上留意すべき事項については、三局長通達第9参照

（特赦の基準）

四1 特赦は、基準日の前日までに刑に処せられた次に掲げる者のうち、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ、特に赦免することが相当であると認められる者について行う。

- 1 本号は、特赦を行うに当たっての判断基準、いわゆるかんがみ事項についての規定であり、本号の(一)から(六)に掲げる者について、「犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等」を詳細に調査する必要がある。

なお、本項第2号の延長措置事案、すなわち基準日の前日までに裁判の宣告等を受け、平成5年9月8日までに有罪の裁判が確定した者についても、「前号の例により、この基準による特赦を行うことができる。」とされているから、このかんがみ事項に関する調査が必要であることは言うまでもない。

- 2 「犯情」とは、犯罪の軽重を含む犯罪の情状である。

「本人の性格」とは、性質、素行、知能程度、精神的疾患の有無を含む健康状態、遺伝、常習性の有無等をいう。事案にもよるが、凶悪重大事犯やいわゆる傾向犯の対象者については、この調査はかなり重要な要素を占め、この認定に資する資料はできる限り添付する必要がある。受刑者については、刑務所における分類調査の結果が重要な資料

となるであろうし、出願に当たって提出される「身上関係書」（恩赦課長通知第5，別紙2。別添5身上関係書記載例参照）の性格の記載内容も参考となろう。

「行状」とは、当該犯罪行為以外の一般的な生活態度をいい、刑の言渡し以前のものを含む。

「犯罪後の状況」とは、改しゅんの情及び再犯のおそれの有無のほか、服役中の行状、保護観察中の行状、保護観察終了後恩赦出願までの行状を含むが、必ずしも両者は明確に区別し難い。

「社会の感情」とは、第一義的には犯行及び恩赦に対する地域社会（犯罪地、本人の居住地及び在監者の帰住予定地）の感情を指すこととなろうが、さらにこれを踏まえて、広い視野からの良識ある社会人の法感情に基づく評価をも考慮すべきであり、また、応報感情の融和が刑罰の機能の一つであることにかんがみ、社会一般及び被害者（遺族）の応報感情が融和されているか否かについても重視しなければならない（恩赦課長通知第3の3）。

また、「犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等」には、共犯者との均衡、近親者の状況等が含まれる。

なお、犯罪者予防更生法54条1項によれば、審査会の調査すべき項目に「違法の行為をする虞があるかどうか」が掲げられているが、本基準による恩赦は、原則として出願に係ることから、出願者にこの点の判断を求めることは適当でないとして本基準には規定されなかったものである。

- 3 これまでの常時恩赦の上申において、捜査・公判段階における示談の成立、公判段階における減刑嘆願書の提出があった場合に、本人を恩赦にするについての被害者（遺族）の感情を調査せずに感情融和と認定したり、また、例えば保護観察中の者に対する的確な指導により被害弁償等の措置を講ぜしめるべきであるのにこれを欠いたまま上申に及ぶ事例が見受けられるなど、被害者（遺族）の感情に関する調査が必ずしも十分でない面のあったことも否めず、特に殺傷犯についてその弊が認められるので、十分に調査を尽くすはもとより、出願者に対する適切な指導を要する場合があるので留意する必要がある（三局長通達第4の1）。

(一) 少年のとき犯した罪により刑に処せられ、基準日の前日までにその執行を終わり又は執行の免除を得た者

この基準の趣旨は、少年のとき犯した罪により刑に処せられてその執行を終わり又は執行の免除を得た者は、少年法60条によって、人の資格に関する法令の適用については将来に向かって刑の言渡しを受けなかったものとみなされるため、人の資格に関する限りでは恩赦の実益はないが、特赦は有罪の言渡しの効力を失わせる効果があるので、刑に処せられたことが本人の更生の障害となっている場合にこれを救済しようとするものである（三局長通達第4の2）。

なお、この基準による上申権者は検察官であり、上申庁の検察官から出願者の在監中及び仮出獄中の成績等について、刑務所及び保護観察所に照会がなされることも多いと思われるので、関係機関の協力が必要である。

(二) 基準日において70歳以上の者であって、有期の懲役又は禁錮^こに処せられ、基準日の前日までにその執行すべき刑期の2分の1以上につきその執行を受けた者

- 1 この基準は、70歳以上の高齢者を特に寛大に扱う趣旨のものである。
- 2 70歳以上の者のうち、「有期の懲役又は禁錮に処せられた」者には、① 刑の執行を終わっていない者又は執行の免除を得ていない者 ② 刑の執行を終わった者又は執行の免除を得た者とがある。

前者①については、この基準と第五項第1号の(三)の(1)の特別減刑基準とが競合し、後者②については、この基準と前記の特別減刑基準及び第七項第1号の(一)の特別復権基準とが競合するから、それぞれについて、特赦若しくは特別減刑又は特赦若しくは特別復権の要件について考慮する必要がある。したがって、特赦の出願のあったときは、本人の意向を確認し、「特赦又は減刑」又は「特赦又は復権」として恩赦の種類を択一的又は予備的に出願する意思があるか否かを明らかにする必要がある。そして、本人からこのような択一的又は予備的な出願があった場合には、恩赦の種類のそれぞれについて意見を付して上申する。また、本人が他の種類の恩赦を出願する意思のないときは、恩赦上申書付記欄に「減刑については希望しない」等と記載して、その旨を明らかにする（三

局長通達第4の3。恩赦課長通知第1）。

なお、刑の執行を終わり又は執行の免除を得た者のうち、保護観察に付されたことのある者については、特赦の上申権者は検察官である（規則1条の2第1項3号）が、復権の上申権者は最後に保護観察をつかさどった保護観察所の長である（規則3条1項1号）ので、検察官が択一的又は予備的上申をする場合には、仮出獄中の成績等について保護観察所に照会するとともに、復権の上申権者である保護観察所の長の意見を聴き、これを調査書の総合所見欄に記載するなど書面上明らかにする必要がある（三局長通達第4の3なお書）。

- 3 実際に70歳以上で刑に処せられている者の大部分は、多数の前科を有するか、あるいは罪質の重い罪を犯したものであるため、特赦が行われる事例はまれであろう。

また、複数の刑を有する場合には、各刑について2分の1以上執行していればすべての刑について上申することができるが、犯情の点で不相当となることが多いであろう。

- 4 「執行すべき刑期」とは、言渡し刑期から、通算、算入された未決勾留日数を減じて得た現実に執行すべき刑の期間の意味である。

(三) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行の免除を得た日から基準日の前日までに5年以上を経過した者であって、近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、その刑に処せられたことが障害となっている者

- 1 この基準は、刑務所を満期出所した者や仮出獄期間が満了した者等を対象とするものである。
- 2 この基準では、「近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、その刑に処せられたことが障害となっている」ことを要件としているが、これは、昭和天皇御大喪恩赦及び今上天皇御即位恩赦の特別恩赦基準においては「その刑に処せられたことが現に公共的社会生活上の障害となっている」と記載されていたものであり、その内容に変更はないが、概念を明確にするため表現を改めたものである。この要件は、本号の(四)、(五)、第五項第1号の(四)、(五)及び第七項第1号の(三)においても規定されている。

公共的職務への就任又は公共的職務の遂行に当たっての障害とは、近い将来において具体的に一定の公職又はこれに準ずる役職（以下「公職等」という。）に就任する上で資格の制限その他の障害があること、及び現在従事している公職等を遂行する上で障害があることをいう。法令に基づき資格を喪失し、あるいは、これを停止されているため一定の公職等に就任できないなど法令上障害のある場合のみならず、刑に処せられたことによる負担から、現在従事している公職等において部下の指導、意見の表明、外部との交渉等が満足に行えない事情にあるなど事実上障害のある場合であってもよい。小地域又は小範囲の関係者の役員として活動するようなものでも、公共的社会生活に含めて差し支えない（三局長通達第4の4）。

例えば、国会議員、都道府県知事、市区町村長又は地方議会議員の選挙への立候補は当然のこと、地元地域団体（消防団、自治会、土地改良区等）、同業組合（農業、漁業、畜産、森林、青果、古物商組合等）等の役員への就任、農業委員、教育委員、民生委員等への就任あるいはPTA役員への就任等が考えられる。

先例によれば、「近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、その刑に処せられたことが障害となっている」として認定されたのは、次のようなものである。

公職選挙に立候補する上での障害

財産区議員に立候補する上での障害

弁護士、税理士、弁理士として登録する上での障害

宅地建物取引業者として登録する上での障害

宅地建物取引主任者の資格を取得する上での障害

行政書士、土地家屋調査士、社会保険労務士の資格を取得する上での障害

義肢装具士の資格取得上の障害

公務員試験を受験する上での障害

中小企業診断士試験を受験する上での障害

医師会代議員に就任する上での障害

漁業生産協同組合長に就任する上での障害

工業会会長に就任する上での障害

国会議員公設秘書に就任する上での障害

商工会役員に就任する上での障害

町内会の会長，区長，組長に就任する上での障害

民生委員に就任する上での障害

医師としての医療業務活動上の障害

開発計画審査会委員としての活動上の障害

各種技能士の技能検定委員としての活動上の障害

議会議員としての活動上の障害

交通指導員としての活動上の障害

スポーツ少年団の指導員としての活動上の障害

宗教法人総代としての活動上の障害

人権擁護委員としての活動上の障害

P T A，幼稚園の父母の会等の役員としての活動上の障害

ライオンズクラブ役員としての活動上の障害

老人クラブ会長としての活動上の障害

- 3 公共的職務への就任又は公共的職務の遂行に当たり障害となっていることの認定に当たっては，その事実の有無，程度を具体的に調査し，就任すべき公職等ないしその団体の名称，就任の時期等を特定することが必要である（例えば，公職への立候補の場合は「平成5年〇月〇日施行予定の〇〇市議会議員選挙への立候補」，団体役員に就任する場合は「平成5年〇月〇日〇〇団体の〇〇役職に就任」などと記載する。なお，団体役員への就任の時期は現職者がいる場合はその者との交替時期，資格回復と同時に団体役員に就任する場合はその旨を明らかにする。）。また，これらを証するに足る資料（推薦者，関係団体等本人以外の者の推薦書，上申書，嘆願書，証明書等）の提出を出願者に求め，恩赦上申書に添付してその関係を明らかにすることが必要である。

選挙の期日は未定であるが当該選挙への立候補を理由とする出願は，数か月先にその選挙が行われることが客観的に確実である場合には，近い将来における公共的職務への就任に当たり障害となっていると解して差し支えない。なお，選挙運動に従事することは，公共的職務には当たらないので，特に留意する必要がある。

「近い将来」又は「現に」障害となっていることが必要であるから，現在は障害となっていないが将来何らかの公共的活動の障害となるかもしれないと予想される程度にす

ぎないものはこれに含まれない。したがって、現在は単に個人的業務のみを営んでいるが、将来何らかの社会活動をしたいということだけでは、近い将来の障害とは認められない。「近い将来」の時間的範囲は、就任しようとする公共的職務の種類、内容によって異なるので、一律に期間を特定することはできない。しかし、例えば、各種資格の取得であれば、当該職種の試験、選考等の準備に通常必要とされる期間はおのずから定まるので、この点から判断することは可能であろう。

また、刑に処せられたため公職等を辞して現在に至っていることのみでは、近い将来又は現に障害となっていることに当たらない。

この障害は、本人についてのものであることが必要であり、本人以外の者についての障害はこの基準には当たらないから、本人の子供について障害となっている場合であっても考慮することはできない。

(四) 有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行を猶予され、基準日の前日までに猶予の期間の2分の1以上を経過した者であって、近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、その刑に処せられたことが障害となっている者

- 1 この基準は、罪の種類を限定せず、有期の懲役又は禁錮に処せられその執行の猶予の期間中の者を対象としている。次の(四)との関係では、(五)において除外されている刑法犯等についてもこれを対象としている点及び社会貢献を要件にしていな点において広くなっており、執行猶予中の者でその期間の2分の1以上を経過しているものに限定している点において狭くなっている。従前の恩赦において、次の(五)に該当するものとして出願のあった事案の上申意見の中に、この基準を看過し、「いまだ執行猶予の期間の半分をわずか経過したにすぎず」として不相当の意見を付けている案件が相当数見られたので留意を要する。

有期の懲役又は禁錮に処せられた者で、執行猶予の期間の2分の1以上を経過したものについては、次の(五)に該当するものとするのではなく、この基準に該当するものとして処理することになる。

なお、執行を猶予された刑が2刑あり、それぞれの刑が猶予の期間の2分の1以上を

経過している場合や、受刑中の者で他に執行猶予の刑があり、これが取り消されないで 2 分の 1 以上経過している場合などもこの基準により出願をすることができるが、行状、犯罪後の状況等からみて不相当とされる場合が多いであろう。

- 2 保護観察付執行猶予中の者をこの(四)に該当するものとして、保護観察所の長の職権により上申する場合には、恩赦の補充性にかんがみ、原則として仮解除を先行させるべきであり、やむを得ず仮解除の申請と恩赦の上申を同時に行う場合には、調査書にその旨を明記するとともに、仮解除の決定があったときは、速やかに審査会あてに通知することが必要である。
- 3 「近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、その刑に処せられたことが障害となっている」の意義については、前記(三)の解説の 2、3 で述べたとおりである。
- 4 有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行を猶予されている者は、この基準のほか第五項第 1 号の(四)の特別減刑基準の対象ともなるので、特赦の出願のあったときは、特赦のほか減刑についての本人の意向を聴取し、本人が減刑をも希望するか否かについて、前記(二)の解説の 2 に述べた例により処理する（三局長通達第 4 の 5）。

(五) 有期の懲役又は禁錮に処せられた者（刑法（明治 40 年法律第 45 号）の罪（過失犯を除く。）、同法以外の法律において短期 1 年以上の懲役若しくは禁錮を定める罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。）であって、社会のために貢献するところがあり、かつ、近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、その刑に処せられたことが障害となっている者

- 1 この基準は、過失犯を除く刑法の罪、法定刑の短期が 1 年以上である特別法の罪又は薬物に係る罪（以下「除外罪名」という。）以外の罪で有期の懲役又は禁錮に処せられた者を対象としている。なお、この基準にいう過失犯、法定刑の短期が 1 年以上の刑である特別法の罪、薬物に係る罪は、別添 6「基準第四項第 1 号の(五)及び基準第五項第 1 号の(五)の除外罪名一覧表」（三局長通達の別添除外罪名一覧表に同じ。）のとおりである。この基準の対象となっている罪と除外罪名に係る罪とが刑法 45 条前段の併合罪の関係にあるとき又は観念的競合若しくは牽連犯の関係にあるときは、この基準に該当し

ない。

この基準に該当する者は、第五項第1号の(Ⅴ)の特別減刑基準の対象にもなるので、特赦の出願のあったときは、特赦のほか減刑についての本人の意向を聴取し、本人が減刑も希望するか否かについて、前記第四項第1号の(二)の解説の2に記載した例により処理する。

また、事案が、この基準のほか本号の(-)から(Ⅳ)の基準にも該当する場合には、この基準によることなく、少ない数字の基準に該当するものとして処理する。

この基準では、刑の執行前の者又は受刑中の者からの出願も可能であるが、いずれもいわゆるかんがみ事項に照らし、恩赦不相当とされる例が多いと思われる。

- 2 「社会のために貢献するところがあり」とは、社会的に評価されるような功績が現に存在し又は過去に存在した場合をいい、その有無については、諸般の具体的状況から総合的に判断されることになる。

例えば、市区町村議会議員のほか、民生委員、PTA役員、自治会役員、消防団の役員、同業組合の役員等一定の地位に基づく社会への貢献のほか、過去に人命救助あるいは福祉施設や更生保護施設等に対する物心の支援などの事実があり、それが社会的に評価されていることがこれに該当する。

なお、この認定に当たっては、単に本人の申立てによるだけでなく、「社会のために現に貢献し又は貢献した事実を証するに足る疎明資料」（在籍証明書、表彰状等の写し等）を提出させ、これを恩赦上申書正本に添付し（副本には添付の必要はない。）、認定の根拠を明らかにする必要がある（三局長通達第4の6）。

「近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、その刑に処せられたことが障害となっている」の意義については、前記(三)の2、3解説で述べたとおりである。

(六) 罰金に処せられ、その執行を猶予されている者又は基準日の前日までにその執行を終わり若しくは執行の免除を得た者であって、その刑に処せられたことが現に社会生活を営むに当たり障害となっている者

- 1 この基準は、罰金に処せられその執行猶予中の者及び基準日の前日までに罰金の執行

を終了し又は執行を免除された者を対象としている。

- 2 「社会生活を営むに当たり障害となっている」というこの基準の要件は、昭和天皇御大喪恩赦及び今上天皇御即位恩赦の特別恩赦基準においては「社会生活上の障害」と記載されていたものであり、表現は改められたもののその意味するところに変更はなく、刑に処せられたことにより本人の就職、結婚のみならず、子女の養育など日常生活を営む上で本人自身が制約を受けていることである。当然のことながら、「近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり障害となっている」よりは広い概念であり、私企業の役員に就任するとか管理職に昇進することなどは「公共的職務への就任又はその遂行」に当たっての障害には含まれないが、「社会生活を営むに当たり障害となっている」ことには該当するものと解される（三局長通達第4の7）。

- 3 この基準に該当する者のうち刑の執行を終わり又は執行の免除を得た者については、この基準と特別復権基準第七項第1号の四が競合することとなるが、本基準による特赦が認められるためには、復権により資格を回復するだけでは不十分であり、特赦によらなければ救済できないような特段の事情があることを要する。

また、この基準のほか第七項第1号の四の特別復権基準の対象となる者から、特赦の出願のあったときは、特赦のほか復権についての本人の意向を聴取し、本人が復権をも希望するか否かについて、前記基準(一)の解説の2に述べた例により処理する。

- 2 前号に掲げる者のほか、基準日の前日までに略式命令の送達、即決裁判の宣告又は有罪、無罪若しくは免訴の判決の宣告を受け、平成5年9月8日までにその裁判に係る罪について有罪の裁判が確定した者のうち、次の(一)又は(二)に掲げる者については、前号の例により、この基準による特赦を行うことができる。

(一) 有期の懲役又は禁錮に処せられた者（刑法の罪（過失犯を除く。）、同法以外の法律において短期一年以上の懲役若しくは禁錮を定める罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。）であって、社会のために貢献するところがあり、かつ、近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、その刑に処せられたことが障害となっている者

(二) 罰金に処せられ、その執行を猶予されている者又は平成5年9月8日までにその

執行を終わり若しくは執行の免除を得た者であって、その刑に処せられたことが現に社会生活を営むに当たり障害となっている者

本号は前号の(㉔)及び(㉕)の類型に属する者について、3か月間の基準日の延長措置を定めたものであり、何らかの事情によって基準日の前日までに刑が確定していない者についても、平成5年9月8日までに刑が確定した場合（罰金の実刑については、更に同日までにその執行を終わり又は執行の免除を得た場合）には、恩赦に浴する余地を設けたものである。

「基準日の前日までに」裁判の宣告等を受けていることが必要であるから、基準日以後に略式命令の送達等を受けた者は、いかなる場合であっても本号には該当しない（もっとも、本基準に該当する者との均衡上、常時恩赦の対象とする余地のある者もあろう。）。

「略式命令の送達……を受け、……有罪の裁判が確定した者」には、略式命令の送達を受けこれが自然確定した者のほか、略式命令の送達受領後正式裁判の請求をし、その正式裁判が確定した者やその正式裁判を取り下げて確定させた者を含む。

「有罪……の宣告を受け、……有罪の裁判が確定した者」には、公判で有罪の宣告を受けた後、これが自然確定し、あるいは上訴権の放棄、上訴の取下げ又は上訴棄却により確定した者はもとより、例えば、基準日前の第一審において刑の宣告を受けたが、控訴審において原判決破棄となり新たに有期の懲役若しくは禁錮又は罰金の言渡しを受けてこれが確定した者を含む。

「無罪若しくは免訴の判決の宣告を受け、……有罪の裁判が確定した者」とは、例えば、基準日前の第一審において無罪又は免訴の判決の宣告を受けたが、控訴審において原判決破棄となり新たに有期の懲役若しくは禁錮又は罰金の言渡しを受けてこれが確定した者を含む。

上訴中の公職選挙法違反者が、これを取り下げて刑を確定させ、本号により出願する場合が予想されるが、いわゆるかんがみ事項について慎重かつ的確な調査を必要としよう。

（特別減刑の基準）

五 1 減刑は、基準日の前日までに懲役又は禁錮に処せられた次に掲げる者のうち、犯

情，本人の性格及び行状，犯罪後の状況，社会の感情等にかんがみ，特に減刑することが相当であると認められる者について行う。

- 1 本号は，特別減刑を行うに当たっての判断基準を定めたものであり（注1，注2），「犯情，本人の性格及び行状，犯罪後の状況，社会の感情等」の意義は第四項第1号本文の解説で述べたとおりであるが，特別減刑の場合には，特赦の場合に比し，この要件を一般的にはやや緩やかに解する余地があると考えられる。この点については，具体的事案に即して検討することが望ましい。
- 2 残刑期の少ない者でも特別減刑の対象になるが，前記のとおり，審査会の恩赦上申受理から恩赦決定までの所要期間は，通常おおむね3か月程度と見込まれるので，これらの者について上申する場合は，特にこの点に留意する必要がある。

（注1） 本基準において，懲役又は禁錮に処せられ刑の執行を終了し又は執行の免除を得た者も特別減刑の対象となることについては，三局長通達第5の1参照。
実際上対象となる案件は限られると思われるので解説は省略するが，審査会において特赦の出願があった者に対し特別減刑を考慮する必要があると判断したときは，調査すべき事項が示されると思われる。

（注2） 今次の恩赦においては，政令恩赦を実施せず罰金に処せられた者を含めて特別基準恩赦のみを実施することになったが，特別恩赦基準自体の均一性を重視すれば，罰金に処せられた者も特別減刑の対象にすべきであると考えられるが，減刑は裁判内容の変更をもたらすことになるので，あえて規定されなかったものである。

（一） 少年のとき犯した罪により有期の懲役又は禁錮に処せられた者であって，次に掲げる者

- (1) 法定刑の短期が1年以上に当たる罪を犯した場合は，基準日の前日までに執行すべき刑期の2分の1以上につきその執行を受けた者（不定期刑に処せられた者については，言い渡された刑の短期のうち執行すべき部分の2分の1以上につきその執行を受けた者）

(2) (1)以外の場合は、基準日の前日までに執行すべき刑期の3分の1以上につきその執行を受けた者（不定期刑に処せられた者については、言い渡された刑の短期のうち執行すべき部分の3分の1以上につきその執行を受けた者）

1 この基準は、前記第四項第1号の(一)と同様、少年のとき犯した罪により刑に処せられた者を寛大に取り扱う趣旨のものであるが、執行猶予中の者は、次の(二)の対象として別に基準が設けられているので、この基準の対象から除外される。

2 少年のとき犯した罪により有期の懲役又は禁錮に処せられた者の中には、保護観察に付されたり、少年院に収容される等の保護処分歴を有する者、執行猶予期間中に犯した罪により刑に処せられた者、あるいは犯罪事実が極めて多数ある者などが多いと思われるので、特に再犯のおそれの有無について詳細な検討を行った上で上申すべきである。このような者は、いわゆるかんがみ事項に照らし恩赦不相当とされる例が多いと思われる。

なお、少年時の犯罪であれば、成人になった後にその罪により刑に処せられた者であってもこの基準の対象となる。

(二) 少年のとき犯した罪により有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行を猶予され、基準日の前日までにその猶予の期間の3分の1以上を経過した者

この基準は、少年として少年法の適用を受けた者に限らず、少年のとき罪を犯した者であれば、成人になった後にその罪により刑に処せられた者も対象としており、このことは、前記(一)と同じである。

(三) 基準日において70歳以上の者であって、次に掲げる者

(1) 有期の懲役又は禁錮に処せられ、基準日の前日までに執行すべき刑期の3分の1以上につきその執行を受けた者

(2) 無期の懲役又は禁錮に処せられ、基準日の前日までに10年以上その執行を受けた者

この基準は、特赦の基準中の第四項第1号の(ニ)と同じく、70歳以上の高齢者を寛大に取り扱う趣旨のものであるが、執行猶予中の者が除かれるほか（70歳以上で執行猶予中の者も、その他の者と同様(四)又は(五)の対象となる。）、次の点が前記第四項第1号の(ニ)と異なるので留意する必要がある。

- 1 有期の刑の執行を受けた期間をその執行すべき刑の期間の3分の1以上として、要件を緩和していること
- 2 無期の懲役又は禁錮に処せられた者も対象となること

なお、有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行すべき刑の期間の2分の1以上その執行を受けた者は、この基準と前記第四項第1号の(ニ)とが競合することになるが、この点については、前記の解説参照

(四) 有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行を猶予され、基準日の前日までに猶予の期間の3分の1以上を経過した者であって、近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、その刑に処せられたことが障害となっている者

この基準も、執行猶予の経過期間が3分の1に緩和されているほかは、前記第四項第1号の(四)と同旨である。

執行猶予期間の2分の1以上を経過している者は、この基準と前記第四項第1号の(四)とが競合することになるが、この点については、前記の解説参照

「近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、その刑に処せられたことが障害となっている」の意義については、前記第四項第1号の(ニ)の解説の2、3で述べたとおりである。

次の(五)の括弧書記載の除外罪名以外の罪により有期刑に処せられ、その執行を猶予され、執行猶予期間の3分の1以上を経過した者については、(五)に該当するものとするのではなく、この基準に該当するものとして処理することになる。この点については、前記第四項第1号の(四)と同号の(五)の関係につき同号の(四)の解説の1で述べたのと同様である。

(㋺) 有期の懲役又は禁錮に処せられた者（刑法の罪（過失犯を除く。）、同法以外の法律において短期1年以上の懲役若しくは禁錮を定める罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。）であって、近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、その刑に処せられたことが障害となっている者

この基準も、前記第四項第1号の(㋺)と同旨のものであるが、社会貢献の要件は必要としない。

なお、この基準は前記第四項第1号の(㋺)と競合する場合があるが、前記の解説参照。「近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、その刑に処せられたことが障害となっている」の意義については、前記第四項第1号の(㉔)の解説の2、3で述べたとおりである。

2 前号に掲げる者のほか、基準日の前日までに略式命令の送達、即決裁判の宣告又は有罪、無罪若しくは免訴の判決の宣告を受け、平成5年9月8日までにその裁判に係る罪について有期の懲役又は禁錮に処せられた者（刑法の罪（過失犯を除く。）、同法以外の法律において短期1年以上の懲役若しくは禁錮を定める罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。）のうち、近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、その刑に処せられたことが障害となっている者については、前号の例により、この基準による減刑を行うことができる。

本号は、前記第四項第2号と同様、前号の(㋺)についての基準日の延長措置を定めたものである。

3 減刑は、次の例による。

(一) 無期懲役は15年の懲役とし、無期禁錮は15年の禁錮とする。

(二) 有期の懲役又は禁錮は、次の例により言渡しを受けた刑期を変更する。

- (1) 基準日において70歳以上の者については、刑期の3分の1を超えない範囲でその刑を減ずる。
- (2) (1)以外の者については、刑期の4分の1を超えない範囲でその刑を減ずる。
- (三) 不定期刑は、その短期及び長期について、それぞれ、言渡しを受けた刑期の4分の1を超えない範囲でその刑を減ずる。
- (四) 懲役又は禁錮について言い渡された執行猶予の期間は、その4分の1を超えない範囲で短縮する。

本号は、減刑率等について定めたものである。

なお、先例によれば、無期の懲役又は禁錮の減刑例は、70歳以上の者について15年、それ以外の者について20年の懲役又は禁錮であるが、本基準で無期の懲役又は禁錮に処せられた者で特別減刑の対象となるのは、基準日において70歳以上の者のみであるので、本号の(一)のような規定としたものである。

恩赦相当意見を付け又は職権により特別減刑の上申をするに当たり、減刑内容に関する意見があるときは、調査書（規程様式第7号）の総合所見欄に刑の減軽（刑の執行猶予中の者については、刑の減軽及び猶予の期間の短縮）に関する意見を記載する（三局長通達第五の7）。

（刑の執行の免除の基準）

六 刑の執行の免除は、基準日の前日までに刑に処せられた次に掲げる者のうち、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ、特に刑の執行の免除をすることが相当であると認められる者について行う。

本項は、刑の執行の免除を行うに当たっての判断基準を定めたものであり、対象となる者は、罪の種類について別段の制約を受けない。

「犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等」の意義は前記第四項第1号本文の解説で述べたとおりであるが、刑の執行の免除の場合には、特赦の場合に比し、この要件を一般的にはやや緩やかに解する余地があると考えられる。反面、本項第1項の基準において罰金に処せられた者も対象とされたことにかんがみ、処せられた刑の種類等

も考慮しつつ、具体的事案に即して適切な検討をすることが望まれる（三局長通達第6の1）。

特赦や減刑は、有罪の確定裁判の効力を消滅させ、あるいは宣告刑自体を変更することになるので、刑事司法に対する影響が強いため、その運用には慎重な考慮が要求されるのに対し、刑の執行の免除は、裁判所が言い渡した刑そのものは変更せず、残刑の執行だけを免除するものであるので、例えば、犯情や罪質等が悪質な事案であっても、本人の改しゅんの情が顕著で、行状が良好であることなど他の要件を充足していれば積極的に解して差し支えない。

また、刑の執行の免除については、その性質上、事案に応じて職権による上申を積極的に考慮すべきである。

- 1 懲役、禁錮又は罰金に処せられ、病気その他の事由により基準日までに長期にわたり刑の執行が停止されている者であって、なお長期にわたりその執行に耐えられないと認められる者

本号は、懲役又は禁錮の執行停止中の者、労役場留置の執行停止中の者、罰金の徴収停止中の者に対する要件を定めたものである。

病気等の疎明資料である診断書は、必ずしも検察庁の指定した病院の作成に係るものであることは必要ではなく、検察官において信用し得るもので足りる。

罰金に処せられた者については、その者の財産所有状況、生活状態等により罰金額の及ぼす影響を異にするので、これらの点を考慮しつつ、強制執行をすることができる財産の有無、強制執行をすることによりその生活を著しく窮迫させるおそれが生ずることの有無、さらに、労役場留置の執行をすることの能否についても検討し、その結果を疎明する資料が必要である。

「その他の事由」とは、刑事訴訟法482条に規定する事由のうち、年齢が70歳以上であることとか、身体に著しい障害があることなどが代表的な例である。

また、「長期にわたり刑の執行が停止され」の「長期」については、具体的事案によってその期間が異なり、病状、年齢、残刑期等の諸事情から総合的に判断すべきであるが、懲役又は禁錮に処せられた者については通常は5年前後、例外的には2年ないし3年とな

ろう。

「なお長期にわたりその執行に耐えられない」とは、将来においても刑（労役場留置処分を含む。）を執行し得る見込みがほとんどない場合をいう。罰金に処せられた者については、罰金の納付により、長期にわたり生活上回復し難い損害を与える場合も含まれよう（三局長通達第6の1，2参照）。

なお、長期にわたり罰金の分納を続けているが今後とも完納できる見込のない者、同じく追徴金を完納できる見込のない者については、この基準の対象とはならないが、この基準に準じるものとして、第八項により常時恩赦の上申を考慮する余地がある。

2 懲役又は禁錮に処せられ、基準日において70歳以上の者であって、仮出獄を許されてから基準日の前日までに20年以上を経過した者

本号は、前記第四項第1号の(ニ)、第五項第1号の(三)と同様、70歳以上の高齢者を特に寛大に取り扱う趣旨のものであり、年齢70歳以上の者のうち、主として無期刑仮出獄者を対象とすることを目的としている。なお、仮出獄後20年以上を経過した者の中には、所在不明となり、例えば10年以上の長期にわたり保護観察が停止されていた者又は現に停止されている者も含まれるが、その行状、犯罪後の状況等の点で不相当とされる事例が多いであろう。

（特別復権の基準）

七1 復権は、1個又は2個以上の裁判により罰金以上の刑に処せられ、基準日の前日までに刑の全部につきその執行を終わり又は執行の免除を得た次に掲げる者のうち、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ、特に復権することが相当であると認められる者について行う。

本号は、特別復権を行うに当たっての判断基準を定めたものであり、刑の執行の免除の基準である第六項と同様、罪の種類について別段の制約を設けていない。

今次の恩赦においては、昭和天皇御大喪恩赦及び今上天皇御即位恩赦の場合と異なり、復権令による恩赦が実施されないため、本号では、罰金に処せられた者も特別復権の対象

に含めることとされた。そのため、昭和天皇御大喪恩赦及び今上天皇御即位恩赦の特別基準恩赦の場合に比し、特別復権の出願をする者が増加することが予想されるので、特に検察庁における事務の適切な遂行が要請される。これら案件の処理に当たっては、先に第六項の刑の執行の免除の基準について述べたと同様、罰金刑と他の刑との相違等を考慮に入れて調査及び上申に当たるとともに、事務の遅延により今次の恩赦の適正な実施に支障を来さないよう努めることが望まれる（三局長通達第7の1参照）。

「1個又は2個以上の裁判により」とは、1個の裁判により1個又は複数の刑に処せられた場合と、複数の裁判により複数の刑に処せられた場合を含み、本基準による復権が裁判の数や刑の数によって制限されないことを注意的に規定したものである。

「刑の全部につきその執行を終わり又は執行の免除を得た」ことが必要であるから、複数の刑に処せられた者が、その刑の一部について執行を終わっていないときは、本基準の対象とはならない。

「犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等」の意義は前記第四項第1号本文の解説で述べたとおりであるが、これらの要件は、特赦、減刑に比して緩やかに解されることになろう。

(一) 基準日において70歳以上の者

この基準も、70歳以上の高齢者を寛大に扱う趣旨のものであり、刑終了後の経過期間を問わない。

また、禁錮以上の刑に処せられた者だけでなく、罰金に処せられた者又は罰金及び禁錮以上の刑に処せられた者も対象となる。

(二) 禁錮以上の刑又は罰金及び禁錮以上の刑に処せられ、禁錮以上の刑の全部につきその執行を終わり又は執行の免除を得た日から基準日の前日までに3年以上を経過した者であって、刑に処せられたことが現に社会生活を営むに当たり障害となっている者

この基準は、禁錮以上の刑又は罰金及び禁錮以上の刑に処せられた者の特別復権の基準を定めたものである。

罰金及び禁錮以上の刑に処せられた者については、禁錮以上の刑の執行を終了し又はその免除を得た日から基準日の前日までに3年以上を経過していることが必要であるが、罰金刑については基準日の前日までに執行を終了し又はその免除を得ていればよく、期間の経過を要しない。

「社会生活を営むに当たり障害となっている」ことの意義については、前記第四項第1号の(六)の解説の2で述べたとおりである。この要件は、常時恩赦の復権において、刑に処せられたことが、本人の就職・就業、結婚に限らず、子女の養育等広く日常の社会生活を営む上で、本人の障害となっていれば復権が認められる運用とされている点に着目されて規定されたものである。したがって、現実には特定の資格回復の必要がなくとも、潜在的に資格制限を受けている者に対し、一般社会人並みに各法令で定めている資格を取得することが可能な状態にする、いわば将来支障の生じることがあり得る資格の制限を事前に回復する趣旨が認められれば、本人の更生の促進を図る見地から復権が認められよう。

(三) 禁錮以上の刑又は罰金及び禁錮以上の刑に処せられた者であって、社会のために貢献するところがあり、かつ、近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、刑に処せられたことが障害となっている者

この基準は、社会のために貢献するところがあり、かつ、近い将来公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、その刑に処せられたことが障害となっている者について、刑終了後の経過期間を必要としないこととしたものである。したがって、この場合は、単に本人の申立てによるだけでなく、過去に社会のために貢献し、又は現に貢献している事実を証するに足る疎明資料を提出させる必要がある。

「社会のために貢献するところがあり」の意義については、前記第四項第1号の(五)の解説の2で述べたとおりであり、「近い将来における公共的職務への就任又は現に従事している公共的職務の遂行に当たり、その刑に処せられたことが障害となっている」の意義については、第四項第1号の(三)の解説の2、3で述べたとおりである。

(四) 罰金に処せられた者であって、刑に処せられたことが現に社会生活を営むに当たり障害となっている者

この基準は、罰金に処せられた者の特別復権の基準を規定したものであるが、昭和天皇御大喪恩赦及び今上天皇御即位恩赦の特別復権基準には含まれていなかったものであり、前記のように今次恩赦で復権令が公布されないことに伴い、新たに設けられたものである。

罰金の個数は問わない。したがって、複数の罰金に処せられた者も対象となるが、その場合は、全部の罰金刑について基準日の前日までに執行を終了し、又はその免除を得ていることが必要である。

「社会生活を営むに当たり障害となっている」ことの意義については、前記第四項第1号の(六)の解説の2及び本号の(二)の解説で述べたとおりであるが、要するに、公民権等特定の権利や資格の回復が必要な場合はもとより、社会生活を営む上での本人の精神的側面も含めた事実上の障害をも含めて運用されており、また、この障害を除く必要性については、特赦の場合よりも緩やかに認められるであろう。

2 前号に掲げる者のほか、基準日の前日までに一個又は二個以上の略式命令の送達、即決裁判の宣告又は有罪、無罪若しくは免訴の判決の宣告を受け、平成5年9月8日までにその裁判に係る罪の一部又は全部について罰金に処せられ、同日までにその全部につき執行を終わり又は執行の免除を得た者のうち、刑に処せられたことが現に社会生活を営むに当たり障害となっている者については、前号の例により、この基準による復権を行うことができる。

本号は、前記第四項第2号、第五項第2号と同様、前号の(四)についての基準日の延長措置を定めたものである（注）。

（注） 特別復権の基準日の延長措置は、罰金に処せられた者のみを対象としている。

しかし、理論的には、基準日の前日までに裁判の宣告等を受け、基準日から3か月以内に懲役又は禁錮の刑に処せられたが、その刑期が短期（3か月未満）であったため、平成5年9月8日までにその執行を終えた者に対しても基準日の延長措置を講じることが可能であるが、このような例は極めてまれであり、その必要が認められれば常時恩赦の対象ともなし得るので、特に規定されなかったものである。

(その他)

八 この基準に当たらない者であっても、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権を行うことが相当であるものには、常時恩赦を行うことを考慮するものとする。

本項は、本基準に該当しない者について、事案の性質、犯情等の諸点からみて、本基準による恩赦に準じて取り扱うことが相当と認められる場合に、該当者との均衡を保つ上からも、常時恩赦の対象として救済しようとするものである。そのような者に対しては、恩赦の出願を促し、又は職権による恩赦上申を検討することが相当である。

なお、これらの者の出願には、特例省令は適用されないため、出願については規則6条に定める出願期間の制限があるので、留意する必要がある。

(注) 本基準に該当しないが、常時恩赦を行うことを考慮すべき者としては、次のようなものが考えられる。

(1) 70歳にわずかに満たないため次の特別恩赦基準に該当しない者

- ア 特赦基準第四項第1号の(ニ)
- イ 特別減刑基準第五項第1号の(三)
- ウ 刑の執行の免除基準第六項第2号
- エ 特別復権基準第七項第1号の(一)

(2) 期間の経過がわずかに不足しているため次の特別恩赦基準に該当しない者

ア 特赦基準第四項第1号の(三)(刑執行終了等後5年以上)

第四項第1号の(四)(執行猶予期間の2分の1以上)

イ 特別減刑基準第五項第1号の(一)(執行刑期の2分の1以上又は3分の1以上)

第五項第1号の(ニ)(執行猶予期間の3分の1以上)

第五項第1号の(三)(執行刑期の3分の1以上又は10年以上)

第五項第1号の(四)(執行猶予期間の3分の1以上)

ウ 刑の執行の免除基準第六項第2号(仮出獄後20年以上)

エ 特別復権基準第七項第1号の(ニ)(刑執行終了等後3年以上)

(3) 本人の責めに帰せられない事由により基準日にわずかに遅れて略式命令が告知された者

御結婚特別恩赦基準（案）とその具体的出願事例

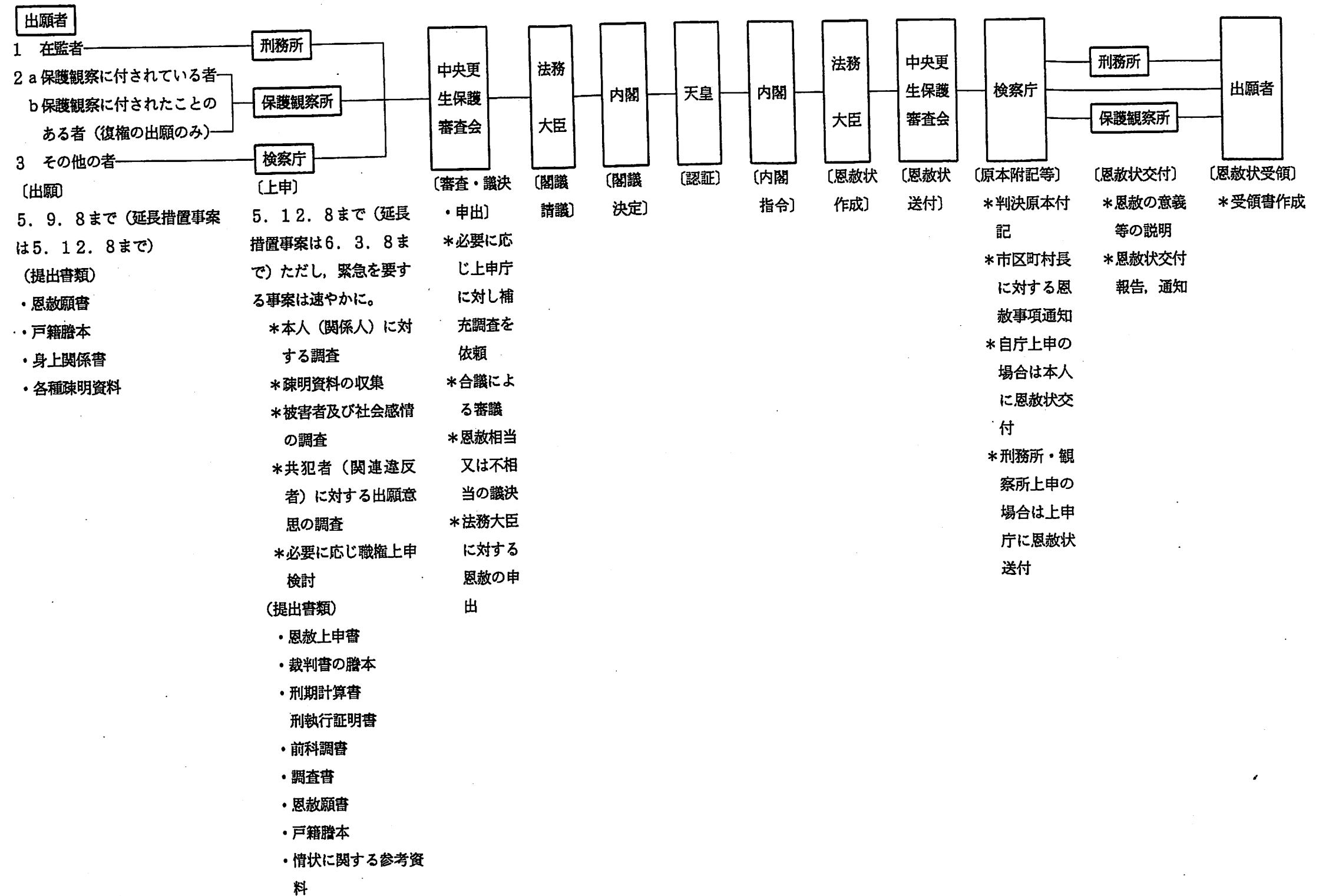
保護局恩赦課

	御結婚特別恩赦基準（基準日は平成5. 6. 9）	具体的出願事例
特 赦	Ⅱ-1-(一) 犯時少年で刑の執行終了者等 Ⅱ-1-(二) 70歳以上で有期徒刑の執行刑期の2分の1以上執行済みの者 Ⅱ-1-(三) 禁錮以上の刑の執行終了等後5年以上経過し、公共的職務への就任又はその遂行に当たり障害のある者 Ⅱ-1-(四) 有期徒刑の執行猶予中で、猶予期間の2分の1以上経過し、公共的職務への就任又はその遂行に当たり障害のある者 Ⅱ-1-(五) 有期徒刑（過失犯を除く刑法犯、法定刑短期1年以上の特別法犯及び薬物犯を除く。）に処せられ、社会貢献があり、かつ、公共的職務への就任又はその遂行に当たり障害のある者 ※ Ⅱ-2-(一) 基準日の延長措置（平成5. 9. 8まで） Ⅱ-1-(六) 罰金の執行猶予中又は執行終了者等で、社会生活を営むに当たり障害のある者 ※ Ⅱ-2-(二) 基準日の延長措置（平成5. 9. 8まで）	19歳時に交通事故で罰金10万円。5. 6. 8までに罰金を納付し刑の執行を終了した者。 - 商法違反（利益供与）により懲役6月の実刑。基準日現在で72歳。受刑中で5. 6. 8までに4月経過した者。 - 宅建業法違反で懲役1年の実刑。5. 6. 8までに刑終了後7年経過。学校法人の役員に就任する上で障害となっている者。 - 公選法違反により懲役1年・執行猶予3年（公民権停止3年）。5. 6. 8までに刑確定後2年経過。5. 9. 5の市議選に立候補する上で障害となっている者。 - 公選法違反により懲役8月・執行猶予3年（公民権停止3年）。5. 6. 8までに刑確定後1年経過したのみで執行猶予期間の半分に満たないが、消防団員、民生委員としての社会貢献があり、5. 9. 5の市議選に立候補する上で障害となっている者。 ※ 基準日前である5. 5. 31、地裁において公選法違反により懲役6月・執行猶予2年（公民権停止2年）。これを不服として即日控訴。しかし、基準日から3か月以内である5. 6. 11に控訴を取り下げ判決を確定させた。過去に市議、商工会議所役員として社会貢献があり、5. 9. 5の市議選に立候補する上で障害となっている者。 - 交通違反で罰金7万円。5. 6. 8までに罰金納付後2年経過。タクシー会社の取締役として就任する上で障害のある者。 ※ 基準日前である5. 5. 31、簡裁において、略式手続により交通違反で罰金7万円。これを不服として即日正式裁判申立て。しかし、基準日から3か月以内である5. 6. 11に申立てを取り下げて略式命令を確定させ罰金を完納した。私企業の部長に昇進する上で障害のある者。
特 別 減 刑	Ⅲ-1-(一) 犯時少年で有期徒刑に処せられた次の者 (1) 法定刑短期1年以上は、執行刑期の2分の1以上執行済みの者 (2) 法定刑短期1年未満は、執行刑期の3分の1以上執行済みの者 Ⅲ-1-(二) 犯時少年で有期徒刑の執行を猶予され、猶予期間の3分の1以上経過した者 Ⅲ-1-(三) 70歳以上で刑に処せられた次のいずれかの者 (1) 有期徒刑は、執行刑期の3分の1以上執行済みの者 (2) 無期徒刑は、10年以上執行済みの者 Ⅲ-1-(四) 有期徒刑の執行猶予中で、猶予期間の3分の1以上経過し、公共的職務	19歳時に殺人で懲役5年の実刑。3年6月服役し、5. 5. 31から仮出獄中の者。（懲役5年→懲役3年9月） 18歳時に窃盗で懲役1年6月の実刑。5. 6. 8現在で在監1年に及ぶ行刑成績良好な者。（懲役1年6月→懲役1年2月） 19歳時に業務上過失致死・道路交通法違反により懲役1年6月・執行猶予4年。5. 6. 8までに刑確定後1年10月経過している者。（懲役1年6月・猶予4年→懲役1年2月・猶予3年） - 殺人により懲役8年の実刑。5. 6. 8現在で在監5年に及ぶ基準日現在で72歳の行刑成績良好な者。（懲役8年→懲役5年4月） - 強盗殺人により無期懲役。14年服役後、12年前に仮出獄し基準日現在で75歳の者。（無期懲役→懲役15年） - 公選法違反により懲役1年・執行猶予4年（公民権停止4年）。5. 6. 8までに刑確

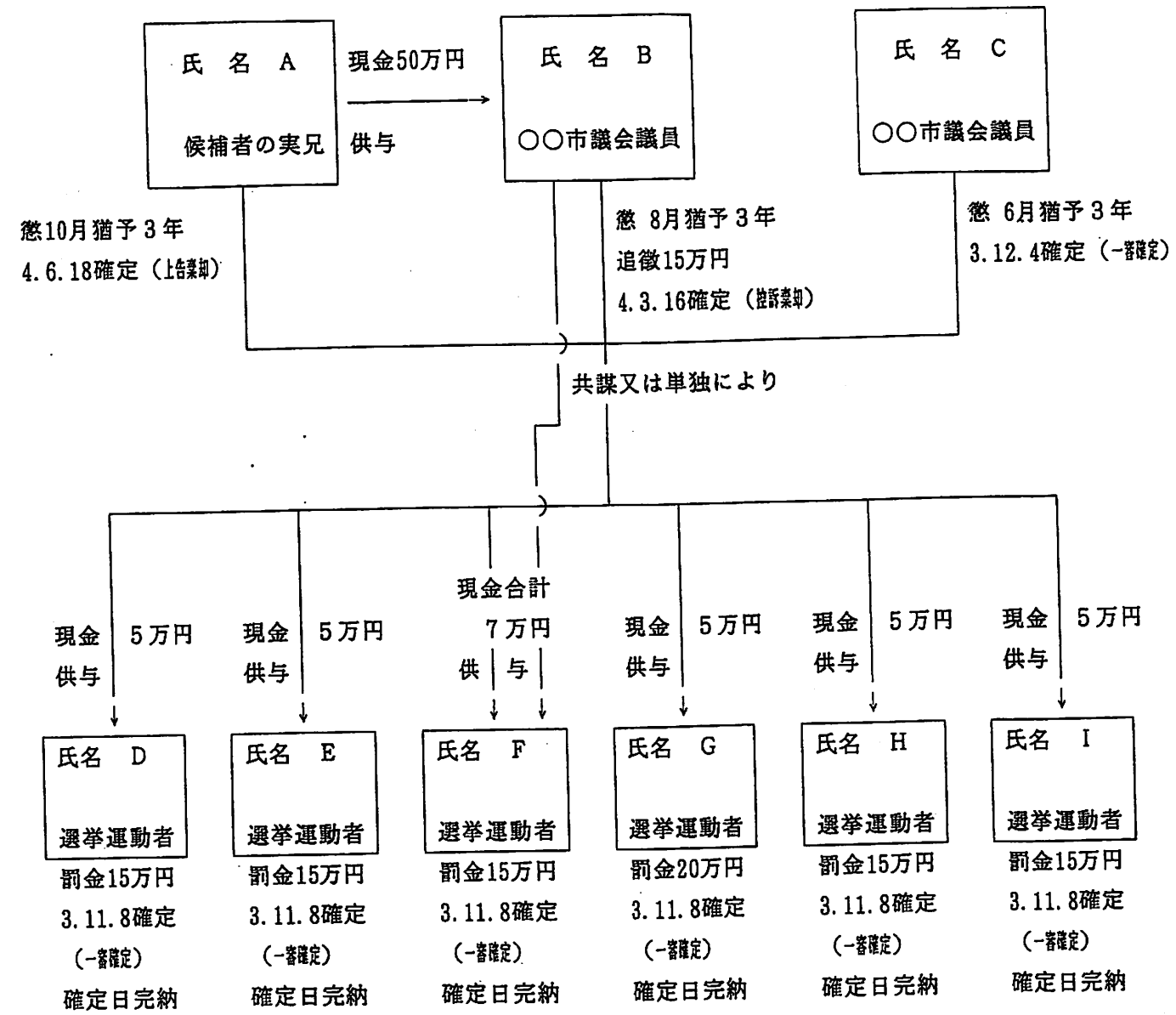
特 別 減 刑	への就任又はその遂行に当たり障害のある者 Ⅴ-1-(Ⅴ) 有期刑（過失犯を除く刑法犯，法定刑短期1年以上の特別法犯及び薬物犯を除く。）に処せられ，公共的職務への就任又はその遂行に当たり障害のある者 ※ Ⅴ-2 基準日の延長措置（平成5. 9. 8まで） ・ 減刑率 Ⅴ-3-(一) 無期刑は15年 Ⅴ-3-(二) 有期刑 (1) 70歳以上の者は刑期の3分の1以内 (2) 70歳未満の者は刑期の4分の1以内 Ⅴ-3-(三) 不定期刑は短期，長期の4分の1以内 Ⅴ-3-(四) 執行猶予期間は4分の1以内	定後2年8月経過。5.10.18，土地改良区総代に就任する上で障害となっている者。（懲役1年・猶予4年→懲役9月・猶予3年） ・ 公選法違反により懲役1年・執行猶予3年（公民権停止3年）。5.6.8までに刑確定後10月経過したのみで猶予期間の3分の1に満たないが，農協理事として活動する上で障害となっている者。（懲役1年・猶予3年→懲役9月・猶予2年3月） ※ 基準日前である5.5.31，地裁において，公選法違反により懲役1年・執行猶予3年（公民権停止3年）。これを不服として即日控訴。しかし，基準日から3か月以内である5.6.11に控訴を取り下げ判決を確定させた。社会福祉法人を設立し理事に就任する上で障害となっている者。（懲役1年・猶予3年→懲役9月・猶予2年3月）
刑 の 執 行 の 免 除	Ⅵ-1 懲役，禁錮又は罰金に処せられ，病気等により長期間刑の執行停止中の者 Ⅵ-2 懲役又は禁錮に処せられ，70歳以上で，仮出獄後20年以上経過した者	・ 法人税法違反等により懲役5年・罰金3億5,000万円。罰金は完納。1年余服役の後，白内障等のため刑執行停止の決定を受け，基準日までに9年経過。基準日現在89歳で回復の見込みがなく，懲役刑の執行の可能性はない。 ・ 強盗殺人により無期懲役。17年服役の後仮出獄。仮出獄後5.6.8までに24年を経過。基準日現在73歳。
特 別 復 権	Ⅶ-1-(一) 70歳以上で罰金以上の刑の執行を終了等した者 Ⅶ-1-(二) 禁錮以上の刑の執行終了等後3年以上経過し，社会生活を営むに当たり障害のある者 Ⅶ-1-(三) 禁錮以上の刑の執行を終了等し，社会貢献があり，かつ，公共的職務への就任又はその遂行に当たり障害のある者 Ⅶ-1-(四) 罰金刑の執行を終了等し，社会生活を営むに当たり障害のある者 ※ Ⅶ-2 基準日の延長措置（平成5. 9. 8まで）	・ ① 殺人により懲役4年。5.6.8までに刑終了後2年経過基準日現在75歳の者。 ② 5.3.31公選法違反により罰金5万円，公民権停止3年，翌日罰金完納。基準日現在72歳の者。 ・ 受託収賄により懲役3年，追徴2,300万円。5.6.8までに刑終了後5年経過。体育協会役員に就任する上で障害となっている者。 ・ 公選法違反・贈賄により懲役1年6月。5.6.8までに刑終了後1年2月経過。過去に村役場助役等として社会貢献があり，5.9.1，土地改良区役員に就任する上で障害となっている者。 ・ 4.3.31公選法違反により罰金5万円，公民権停止3年。翌日罰金完納。5.9.5の市議選に立候補する上で障害となっている者。 ※ 基準日前である5.3.31，簡裁において，略式手続により公選法違反で罰金8万円，公民権停止3年。これを不服として正式裁判申立て。しかし，基準日から3か月以内である5.6.11に申立てを取り下げて略式命令を確定させ罰金を完納した。5.9.5の市議選に立候補する上で障害となっている者。

特別基準恩赦に関する事務の流れ

別添2



〇〇市における買収事件関連図



選挙： 〇〇〇議員選挙（〇〇〇選挙区）

施行日： 年 月 日

候補者： 氏 名（〇〇党）

選挙結果： 当落及び得票数

関連違反者一覧表

番号	氏 名	言渡し裁判所	刑 名 ・ 刑 期	起訴日	言 渡 し 日	確定日	出願日	恩赦の種類	備 考
1	氏 名 A	〇〇地裁	懲10月猶予3年	4.1.9	4.2.14	4.6.18	5.6.15	特 赦	
2	氏 名 B								
3	氏 名 C								
4	氏 名 D								
5	氏 名 E								
6	氏 名 F								
7	氏 名 G								
8	氏 名 H								
9	氏 名 I								

- 注 1 関連図に本表の内容を記載できるときは、本表を省略して差し支えない。
 2 備考欄は、恩赦の結果について記載する。

(用紙 日本工業規格 B 4)

様式第8号

平成5年〇月〇日			
〇〇地方検察庁検事正 〇〇〇〇殿			
氏名 〇〇〇〇 ㊟			
恩 赦 願 書			
下記のとおり、恩赦の出願をします。			
氏 名	〇 〇 〇 〇		
生 年 月 日	昭和〇年〇月〇日	職 業	農機具販売会社役員
本 籍	〇〇県〇〇郡〇〇町〇番〇号		
住 居	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
有罪の言渡しをした裁判所	〇〇地方裁判所〇〇支部		
有罪の言渡しをした年月日	平成〇年〇月〇日		
罪名・刑名・刑期・金額及び犯数	公職選挙法違反 懲役〇月、執行猶予〇年、追徴金〇万円 初犯		
刑執行の状況	執行猶予中 (平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで) 平成〇年〇月〇日追徴金完納		
恩 赦 の 種 類	特赦又は減刑		
出 願 の 理 由	別紙のとおり		
添 付 書 類	戸 籍 謄 本 1 通 身 上 関 係 書 1 通 在 職 証 明 書 1 通 感 謝 状 (写) 5 通 嘆 願 書 3 通		
付 記	前回恩赦(特赦)出願 平成〇年〇月〇日		

(用紙 日本工業規格 B 5)

別紙

出願の理由

私は、昭和〇年〇月〇〇市議会議員に初当選して以来、連続〇回当選し、この間、〇〇委員長、〇〇党市議団の幹事長等を務め、議会を通じ、〇〇市発展のため微力を尽くしてまいりましたが、平成〇年〇月公職選挙法違反により刑に処せられ、議員の資格を喪失いたしました。

その後は自らの犯した罪を深く反省し、しばらく公的な活動を差し控えていたところ、地元の方々から〇〇町内会の会長に強く推挙され、平成〇年度からその職に就き、奉仕に努めております。しかし、執行猶予中の身であることから、次のような障害が生じ、十分な活動はできないのが実情です。

- 1 本年〇月、〇〇市内の町内会長の代表である〇〇市連区長会長候補に推されたが、全市的な代表職なので、辞退せざるを得なかった。
- 2 平成〇年〇月、地元で起こった誘拐事件の捜査に、町内を挙げて協力した際、一緒に捜査協力をした隣の町内会には県警本部長賞が贈られたが、私の町内会に対しては、会長である私が執行猶予中なので、表彰が見送られたと聞く。
- 3 地元の中学生等の間でシンナー吸引等の非行が蔓延しているので、町内会長としてその補導に当たっているが、執行猶予中の身であるので、対応がためらいがちになってしまう。
- 4 平成〇年〇月に予定されている〇〇市議会議員選挙に立候補し、同議員に復職した暁には、再び地域社会に献身したいと希望しているが、執行猶予期間中公民権が停止されているので、現状では断念せざるを得ない。

こうした障害は、すべて私の不徳の致すところであり、今更ながら、法を犯した過ちを悔やまない日はありませんが、今後は自らを厳しく律し、他の模範となるよう努力することを誓います。つきましては、特赦又は減刑の恩典に浴し、これらの障害を取り除くことができますよう、格別の御配慮を賜りたく、出願に及んだ次第であります。

(用紙 日本工業規格 B 5)

身 上 関 係 書 (記載例)

心 身 の 状 況	健康状態 (現在の状況 を記載)	☐ 壮健 ☐ 普通 ☐ 虚弱 ☒ 疾病 (虚弱、疾病の場合、その内容程度及び治療状況等) 狭心症の診断を受け、〇〇病院で月1度 通院治療中であるが、日常生活に支障なし。		家 族 の 状 況	家族の氏名	年齢	続柄	同居別居の別	職業(勤務先・学校)	
	性 格	随 何事にも真剣に取り組む。責任感が強い。 随 せっかち、勝ち負けにこだわる。			〇〇 〇〇	54	妻	同 居	なし(家事)	
	そ の 他	(この欄には、認定を受けている身体障害者 障害程度等級のほか過去の健康状況につ いても記載する。)			" 〇〇	30	次男	同 居	教諭(〇中校)	
学 歴 ・ 職 歴 ・ 社 会 貢 献	年 月 日	内 容		資 産 及 び 生 計 並 び に 生 計 方 針 等	" 〇〇	31	次男	同 居	教諭(〇中校)	
	昭	学 歴 (高校以降)			" 〇〇	34	長男	別 居	左官(〇工務)	
	24 4	〇〇県〇〇工業高校入学			特記事項(近い将来、家族の生活状況に変化が 見込まれる場合、その内容を記載する。)					
	27 3	同 校 卒 業			[交友関係及び余暇等日常生活の状況]					
	27 4	〇〇大学工学部〇〇科入学			(交友関係)					
	31 3	同 校 卒 業			地元のみなさん、中・高の学生時代の同級生と特 に親密な交際をしている。また、国会議員、県・市 議会議員等の方々とも交際している。					
					(余暇等日常生活)					
					余暇のほとんどを町内会長として町内会事業の推 進に専念しているが、その主なものは地元の中学生 等の間でシンナー吸引等の非行が蔓延しているの で、その捕縛に当たっている。					
	昭	職 歴			趣味としては、川釣りに出かけるくらい。					
	31 4	〇〇電機製作所入社			[資産状況]					
	34 6	同 社 退 職			・ 動 産 (預貯金 3,900万円、その他 —) ・ 不動産 (宅地150坪、家屋80坪、田畑 — 山林 — , その他 —)					
	34 7	〇〇工業(株)入社			・ 負 債 (約2,000万円)					
	56 4	同社取締役役に就任			[生 計]					
		現 在			・ 月(年) 収 (約100万円) うち 本 人 (約50万円) 同居家族 (次男約23万円、次男の妻約27 万円)					
					・ 支 出 状 況 食費約20万円、保険料約5万円 交際費約20万円、家のローン返済30万円 預貯金約10万円、その他雑費					
			[将来の生計方針] 現在勤務している会社の役員として、今後も 継続して働くつもりでいます。							
昭	公 職 歴 ☒ あり ☐ なし (公職歴の具体的な内容)		・ 公共的職務 ☒ 就任 ☐ 遂行 ☐ 予定なし (公共的職務の具体的な内容)							
54 5 1	〇〇市議会議員 (58.4.30 まで)		1 平成〇〇年〇〇月に予定されている〇〇市 議会議員選挙に立候補したい。							
58 5 1	〇〇市議会議員 (62.4.30 まで)		2 地元社会福祉法人〇〇の理事に就任するよ うにとの要請がある。							
62 5 1	〇〇市議会議員 (元.3.21 まで)		・ 資格取得予定 ☐ あり ☒ なし (取得予定の資格内容)							
	社 会 貢 献 ☒ あり ☐ なし (社会貢献の具体的な内容)									
昭	(公職歴以外の社会貢献を記載する。)									
62 11	社会福祉法人〇〇に対し、100万円寄付									

注 1 職歴、公職歴(履歴書可)はできる限り明確に書き分け、公職歴には疎明資料を添付すること。
 2 公職歴の就任又は遂行予定は、必ず疎明資料を添付すること。
 3 公職歴の記載に当たっては、項目欄に記載しきれないときは、「別紙のとおり」又は「別紙に続く」として、
 4 「身上関係書継続用紙」(別紙2(2))を使用すること。

[犯時の職業及び生活状況] ・就業状況 〇〇工業(株)取締役及び〇〇市議会議員 の任にあった。 ・家族の状況 現在と同様、妻、次男夫婦と同居していた。 ・交友状況 主に市議会議員との間での交友中心であった。 ・その他 生計についても安定した状況にあった。	[被害弁償等の状況] ☐あり ☒なし ・被害弁償の状況 示談の状況 ☐示談成立 (示談成立・和解日 年 月 日) ☐示談未成立 理由 支払状況 支払総額 円 支払完了日 年 月 日 内訳 自賠責保険 円 任意保険 円 自己負担 円 慰謝・慰霊の措置の実施状況												
[罪を犯すに至ったいきさつ] 候補者の選挙運動をより効果的に推進しよう という気持ちだけが先走り、このような選挙違 反を犯し、深く反省している。	[交通反則歴] ☒免許あり ☐免許なし <table><thead><tr><th>処分の日</th><th>違反態様</th><th>処分結果</th></tr></thead><tbody><tr><td>平4.4.15</td><td>速度超過 30km/h未満</td><td>減点 3点 反則金18,000円</td></tr><tr><td>4.6.30</td><td>速度超過 30km/h未満</td><td>減点 3点 反則金18,000円</td></tr><tr><td>4.7.11</td><td></td><td>免許停止30日、短縮29日</td></tr></tbody></table> [現在の心境その他] 自分は、現在、小さな会社の役員として勤務 する傍ら、余暇のほとんどを町内会長として町 内会事業の推進に専念している。しかし、私的 な立場で行う活動には、自ずと限界があること を痛切に感じている。そこで、自分としては、 ～別紙に続く。	処分の日	違反態様	処分結果	平4.4.15	速度超過 30km/h未満	減点 3点 反則金18,000円	4.6.30	速度超過 30km/h未満	減点 3点 反則金18,000円	4.7.11		免許停止30日、短縮29日
処分の日	違反態様	処分結果											
平4.4.15	速度超過 30km/h未満	減点 3点 反則金18,000円											
4.6.30	速度超過 30km/h未満	減点 3点 反則金18,000円											
4.7.11		免許停止30日、短縮29日											
[その他参考事項] (社会貢献として寄付をした場合、その寄付に至ったいきさつなどについて記載する。)													
上記のとおり相違ありません。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 住 所 〒〇〇〇-〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 (電 話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 氏 名 〇 〇 〇 〇 印 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)													

注 5 免許の効力を停止された期間について、講習を終了したため前記期間が短縮されたときはその双方を記載する(停止期間〇日、短縮〇日)。

別紙2(2)

身上関係書継続用紙

[現在の心境その他]

今一度、〇〇市議会議員に復職し、これまでの自分が学んで

きたこと、励んできたことを具体的に生かしていきたいと考え

ている。そして、地域行政に献身したいと思っている。

注 [] 内には、項目名を記載する。

基準第四項第1号の(Ⅱ)及び基準第五項第1号の(Ⅱ)の除外罪名一覧表

1 次の罪を除く刑法(明治40年法律第45号)の罪

- (1) 業務上失火(第117条の2前段)
- (2) 業務上過失激発物破裂(第117条の2前段)
- (3) 重過失失火(第117条の2後段)
- (4) 重過失激発物破裂(第117条の2後段)
- (5) 業務上過失往来妨害(第129条第2項)
- (6) 業務上過失傷害(第211条前段)
- (7) 業務上過失致死(第211条前段)
- (8) 重過失傷害(第211条後段)
- (9) 重過失致死(第211条後段)

2 刑法以外の法律において、法定刑の短期が1年以上の刑を定める罪

- (1) 爆発物取締罰則(明治17年太政官布告第32号)第1条から第5条までの罪
- (2) 決闘罪に関する件(明治22年法律第34号)第2条の罪
- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法(明治33年法律第6号)第31条の罪
- (4) 外国に於て流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造に関する法律(明治38年法律第66号)第1条及び第2条の罪
- (5) 暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)第1条の2の罪及び第1条の3前段の罪
- (6) 盗犯等の防止及処分に関する法律(昭和5年法律第9号)第2条から第4条までの罪
- (7) 船舶安全法(昭和8年法律第11号)第23条第1項後段の罪
- (8) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第117条の罪
- (9) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第63条の罪
- (10) 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第64条の罪
- (11) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第224条の2の罪及び第230条第1項第1号の罪
- (12) 電波法(昭和25年法律第131号)第105条の罪
- (13) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第104条2項, 第105条, 第134条第2項及び第135条の罪
- (14) 森林法(昭和26年法律第249号)第202条第1項及び同条第4項の罪
- (15) 武器等製造法(昭和28年法律第145号)第31条の罪
- (16) 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第27条第2項の罪
- (17) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第51条第2項の罪

- (18) 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和45年法律第68号)第1条, 第2条及び第4条の罪
- (19) 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和49年法律第87号)第1条から第5条までの罪
- (20) 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和53年法律第48号)第2条から第4条までの罪
- (21) 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発, 生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律(昭和57年法律第61号)第9条第1項の罪
- (22) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第58条の罪
- (23) 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和62年法律第103号)第9条第2項の罪

3 薬物に係る罪

- (1) 大麻取締法(昭和23年法律第124号)に違反する罪
- (2) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に違反する罪
- (3) 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)に違反する罪
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)に違反する罪
- (5) あへん法(昭和29年法律第71号)に違反する罪
- (6) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号)に違反する罪